

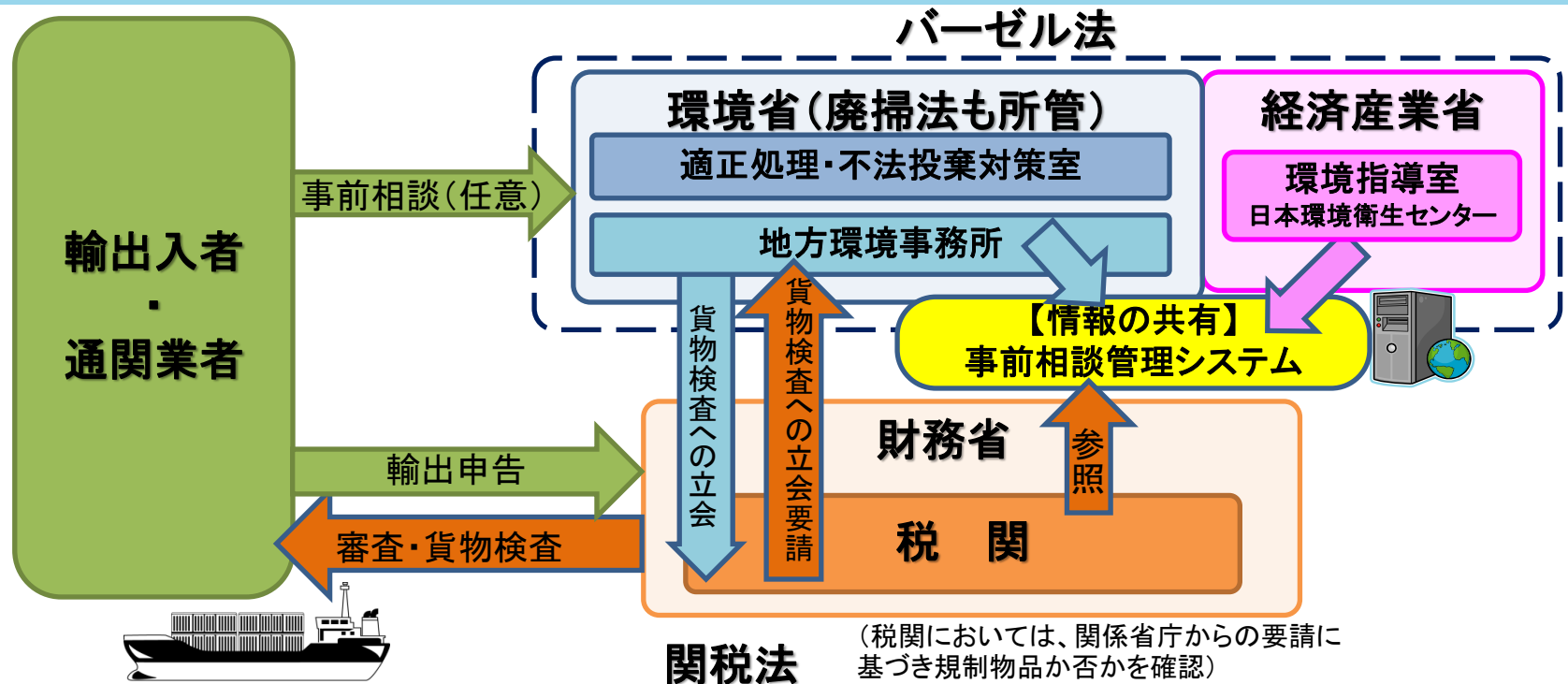
事前相談の現状と課題について

平成28年1月7日

経済産業省 産業技術環境局 環境指導室

事前相談制度について

- 事前相談制度とは、輸出入する貨物（提出された事前相談書類に記載された内容）が、廃棄物処理法又はバーゼル法規制の対象に該当するか否かについての助言（口頭での回答）を行うもの（行政サービス；輸出入に際して、必ずしも当該制度を利用する必要は無い）。
- ニッソー事件後の平成12年2月25日から、現在の相談様式、添付書類による相談受付を開始。なお、事前相談管理システム自体は、平成21年2月から運用を開始。
- 事業者にはこれまで、該非判断に迷うことがあれば本制度を利用するよう積極的に促してきており、輸出入貨物の該非判断において「書類上」どのように整理すべきか、貨物のどういう点について確認すべきか等をアドバイス。これを通じて、関連諸規定の普及・啓発（明確化）を実施、ひいてはバーゼル法の適正な施行及び税関判断の一助となっているものと認識。



経済産業省での事前相談制度の運用状況

- 経済産業省取扱分で、年間約5万件を受付（26年度実績）。
- 1日あたり200～250件程度を処理。
- 該非判断に必要な資料（対象品目により要求資料が若干異なる）が出揃い次第、判断を行い、原則として即日回答する。1件あたりの回答までの所要時間は、平均10分程度。新規相談者の割合は1～2割程度で、リピーターが大半を占める。
- 前日に該非判断した全案件について、事前相談管理システムへ翌朝10：30頃までに登録する。
- 相談対象品目のうち、過半はPET等の廃プラスチック、次いでメタルスクラップ、中古電気機器、廃遊技機、中古（その他製品）、その他の順で取扱が多い。
- 特に判断困難なイレギュラーな内容の案件は、判断に必要な情報が必ずしも一定ではなく、要求する資料が出揃うまで、また、判断に時間を要している（即日回答は不可）。

第1回検討会での御指摘について

- 第1回検討会で御指摘のあった、

課題① 相談内容が実際に税関に輸出申告される貨物の内容と異なっていることはないか。

課題② 制度本来の目的に沿わない形で、税関検査を容易に通過するために、悪意ある事業者が制度を悪用している可能性がないか。

という点については、

- 許認可ではない「行政サービス」の一環であるため、情報の信ぴょう性やその取扱に限界があること

から、御指摘のような懸念が生ずることも考えられるため、当該制度の運用においては、税関、環境省等の関係諸機関との更なる連携が一層重要と考えている。